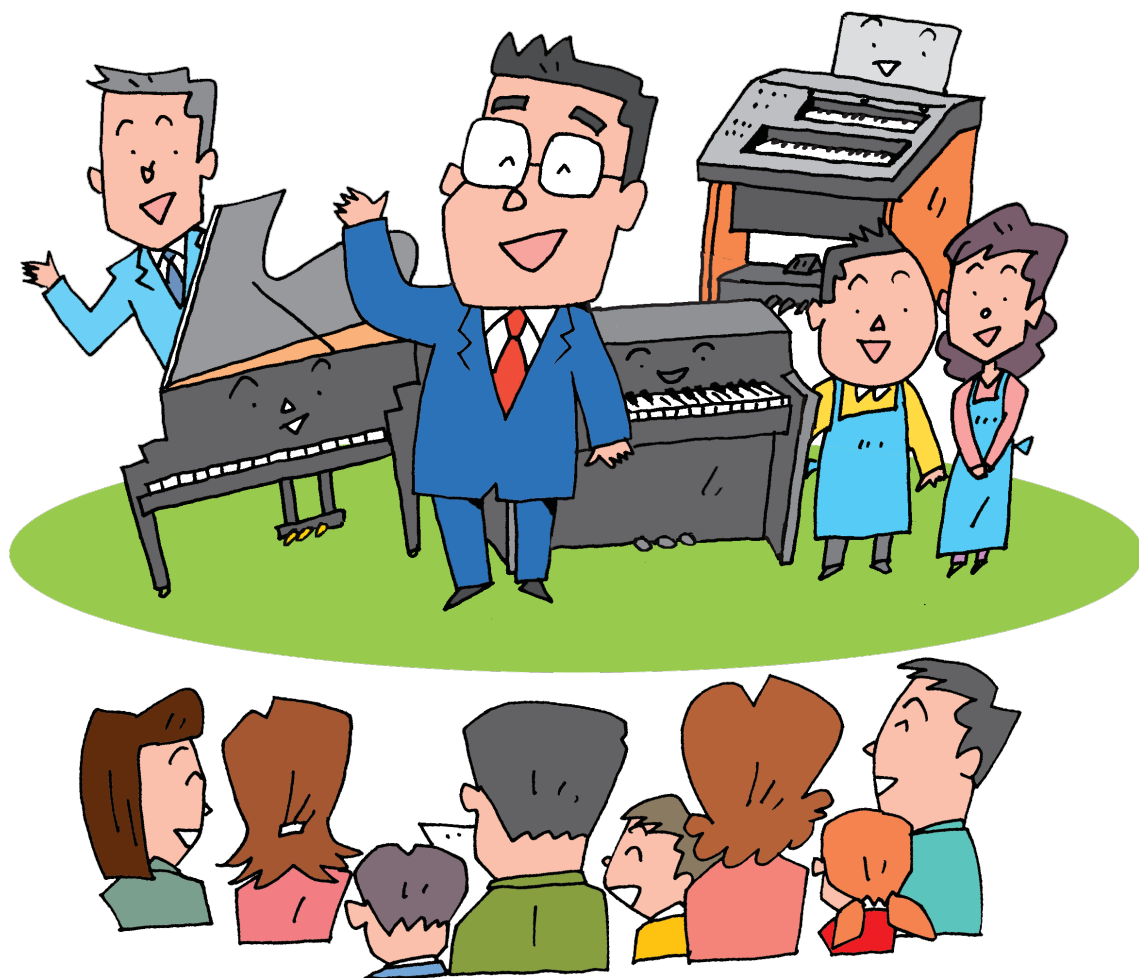


知っておきたい

ピアノ・電子鍵盤楽器 表示のきまりとルール



2017年11月

鍵盤楽器公正取引協議会
一般社団法人 全国楽器協会

このガイドブックが直接対象としている楽器



グランドピアノ



アップライトピアノ



電子ピアノ



電子オルガン

「表示（ひょうじ）とは？」



事業者が販売している商品・サービスの内容、取引条件について行う広告などを言います。商品本体の表示も含まれます。

表示の例▶ ●チラシ・カタログ・パンフレット ●ダイレクトメール ●ポスターや看板 ●店頭POP ●プライスカード ●新聞や雑誌に掲載された広告 ●テレビCM ●ホームページ ●通販サイト …など。

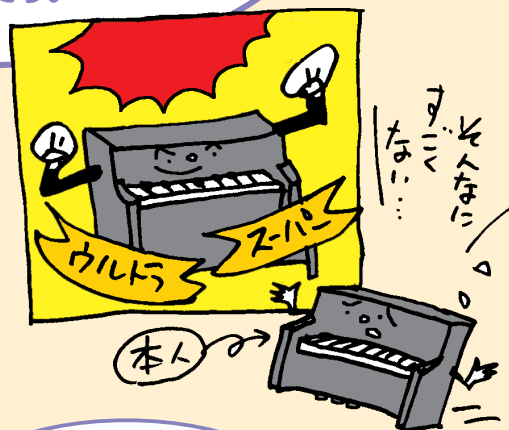


「不当な表示とは？」

それを目にした人に対して、商品・サービスの実態と異なる、まちがった理解や印象を与えるような表示すべてのことです。



「これはとても良い品だ!」「とてもおトクだ!」と思わせて、実際にはそうではない表示全般を指します。正しい判断をさまたげるような、まぎらわしい表示も不当表示となります。



意図していなくても、不当表示になります!

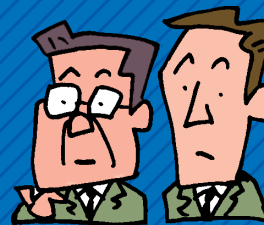


お客さんに満足していただこうと、ついよかれと思って筆がすべった場合も不当表示になるわ! 原稿の作成ミスも同じね。

知らないうちに不当表示にならないよう、表示についての正しい知識を持ちましょう。



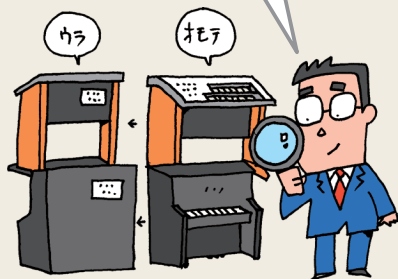
メーカー等に対する注意事項



ピアノ・電子鍵盤楽器本体の表示

メーカーや輸入代理店は
楽器本体にこれらの事項をハッキリと分かるように
表示しなければいけません。

正しく分かりやすく

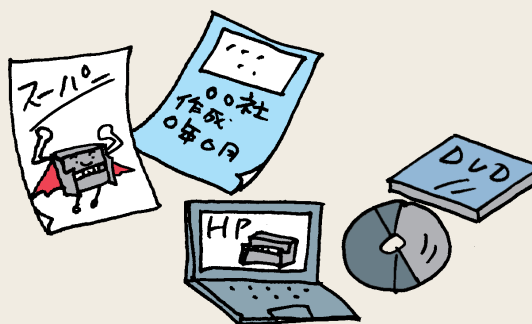


○ = 表示の必要あり × = 表示の必要なし

製品本体に記載すべき項目	ピアノ	電子鍵盤楽器
●商標または商品名	○	○
●機種名	○	○
●製造業者または総発売元の氏名または名称	○	○
●輸入品については原産国名 「原産国」=本体の組立が行われた国	×	○
●製造時期	×	○

カタログ等に必要な表示事項

メーカーや輸入代理店が
カタログ等を作成する際には、
これらの事項を
ハッキリと分かるよう
明示しましょう。



カタログ等に記載すべき事項	ピアノ	電子鍵盤楽器
●作成した事業者の住所、氏名または名称	○	○
●商標または商品名、機種名	○	○
●電子ピアノまたは電子オルガンである旨	×	○
●鍵盤の数	○	○
●高さ、間口、奥行、重量	○	○
●ソフトの互換性に関する事項	×	○
●塗装仕上げに関する事項	○	×
●付属品またはサービスの内容	○	○
●原産国名	○	×
●使用、保管に関する事項	○	○
●カタログ内容についての照会先	○	○
●カタログの作成時期	○	○
●運送、据付に関する事項	○	○
●仕様変更に伴う断り書き	○	○

Tips

カタログ等とは？

お客様がピアノや電子鍵盤楽器を購入するときに選択の参考となる、さまざまな情報（性能、特長、仕様等）を記載したもののことです。



紙に印刷されたカタログのほかに、PC・スマホで見ることのできるメーカーや輸入代理店が作成したウェブサイト（＝ホームページ）での商品紹介ページや、それらの内容を収録してDVD（電子カタログ）として配布するものも、すべて「カタログ等」に含まれます。

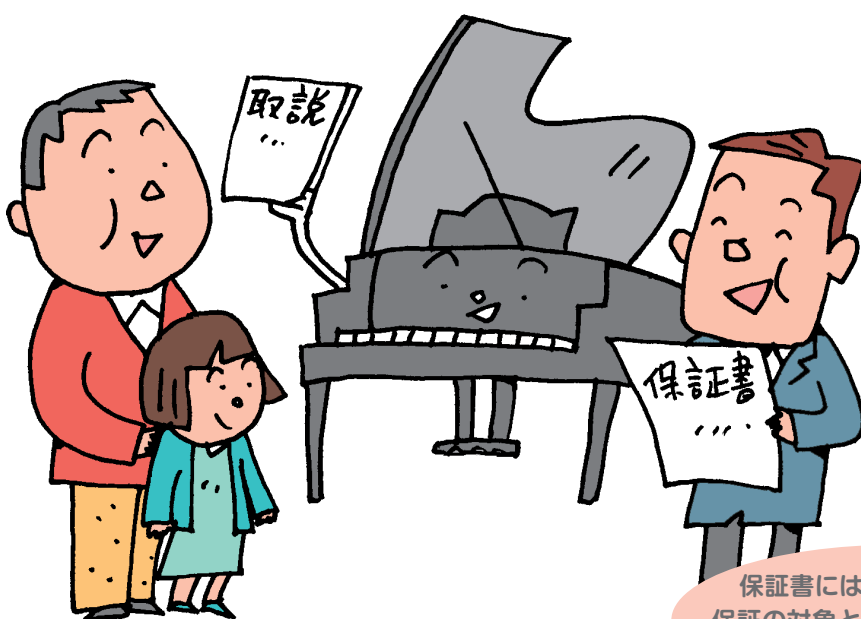
Tips

取扱説明書、保証書について

- 取扱説明書… お客様が購入したピアノ・電子鍵盤楽器を、適切に使用し、保管するために必要な事項を記載したものです。製品を使用する前に必ず読むべき旨や、アフターサービスおよび苦情処理に関する事項などが記載されています。
- 保証書……… 一定期間内に発生した故障に対して、主として無料修理することを記載したものです。保証期間や無料修理の実施者の連絡先、保証を受けるための手続き・条件などが記載されています。

ここがポイント！

取扱説明書・保証書ともに、必要な表示の事項が規約で決められています。それらの事項に関してなにかしらの制限がある場合は、必ずそのことを明記してください。



一年間無料で修理します

保証書には、無料修理などの保証の対象となる期間を具体的に明記しなければなりません。

※取扱説明書・保証書どちらも、商品に添付してお客様に提供することが義務付けられています。「使用説明書」「ご使用のしおり」「ご愛用の手引き」等と呼称されるものも、取扱説明書に含みます。



著名音楽家等が推賞している旨を記載する場合の注意事項



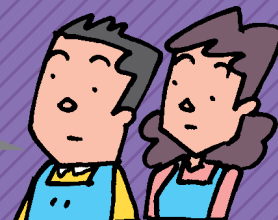
「推賞」「推奨」「推薦」のような表現で、著名音楽家が「ほめて人にすすめる」表示をする場合は、実際にその機種をその音楽家が使った結果でないと、不当表示になってしまいます。



また、ある機種について公共的な機関などの団体の認定、賞、推薦を受けた旨を表示する場合は、対象機種を明確にした上で、原則として、その内容、期間および団体名を付記しなければなりません。

販売店に関する注意事項

ここからは、
わたしたちのこと。



チラシ、広告等を作成するときは、こんなことに注意！

必ず守って！



チラシ、広告等には
必ず載せなければならない事項が
あります。

販売店がチラシ、広告等を
作成する際には、これらの事項を、
お客様にわかりやすい言葉で
明確に表示してください。



	新品		中古	
	ピアノ	電子鍵盤楽器	ピアノ	電子鍵盤楽器
●商標または商品名、機種名	○	○	○	○
●販売価格	○	○	○	○
●原産国名	○	×	○	×
●販売数量、販売期間、販売の相手方が 限定されているときはその旨	○	○	○	○
●割賦販売(ローン提携販売を含む)に関 する価格の表示をする場合は、その支 払方法、利息・手数料の率(実質年率)及 び額並びに支払総額	○	○	○	○
●荷すれ品その他のものである場合には その旨(荷すれ品のほか長期展示品、補修 塗装をしたもの、きずもの等)	○	○	×	×
●中古品である場合にはその旨	×	×	○	○

注意して!!



次のような表示は
不当表示にあたります。

中古



中古品について

- 中古品、または荷すれ品であるにもかかわらず、そうでないかのように消費者に誤認されるおそれがある表示。
- 中古品、荷すれ品の修理、補修、整備、保証等について、実際のものと異なると消費者に誤認されるおそれがある表示。

※チラシ、広告等はテレビCMやインターネット広告等も含まれます。

ネット通販サイトの広告等を作成する場合の注意事項



	新 品		中 古	
	ピアノ	電子鍵盤楽器	ピアノ	電子鍵盤楽器
●商標または商品名、機種名	○	○	○	○
●鍵盤の数	○	○	○	○
●高さ、間口、奥行、重量	○	○	○	○
●販売価格	○	○	○	○
●原産国名	○	×	○	×
●販売数量、販売期間、販売の相手方が限定されているときはその旨	○	○	○	○
●販売価格に含まれる付属品やサービスの内容	○	○	×	×
●運送料・据付料に関する事項	○	○	○	○
●割賦販売(ローン提携販売を含む)に関する価格の表示をする場合は、その支払方法、利息・手数料の率(実質年率)及び額並びに支払総額	○	○	○	○
●荷ずれ品その他のものである場合にはその旨（荷ずれ品のほか長期展示品、補修塗装をしたもの、きずもの等）	○	○	×	×
●中古品である場合にはその旨	×	×	○	○
●製造時期に関する事項	×	×	○	×
●取扱説明書、保証書の有無	×	×	○	×

ここがポイント!

ネット通販サイトに掲載しなければならない事項はチラシ、広告等とは異なります。

Tips 「店頭販売」「通信販売」「訪問販売」のちがい

- 店頭販売…販売員が店頭で商品を直接販売する販売形態。
- 通信販売…新聞・雑誌やウェブサイト上で広告し、電話やウェブからの申し込みなどによって注文を受ける販売形態。
- 訪問販売…販売員が、自店の営業所以外の場所において商品を販売する販売形態。

お店通販
訪問販売の
違いは？

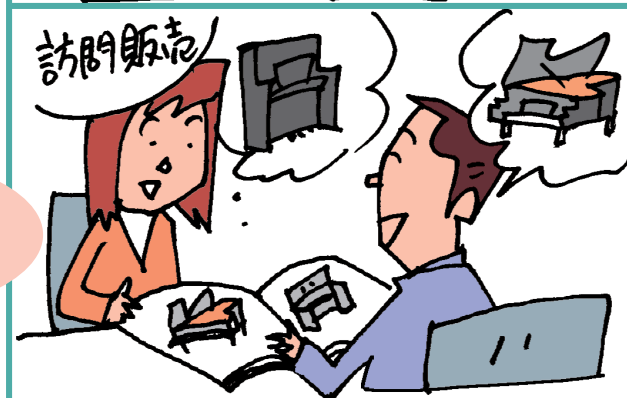


店頭では必要事項を明確に!

お店での販売と
通信販売、訪問販売では表示すべき
事項は同じです



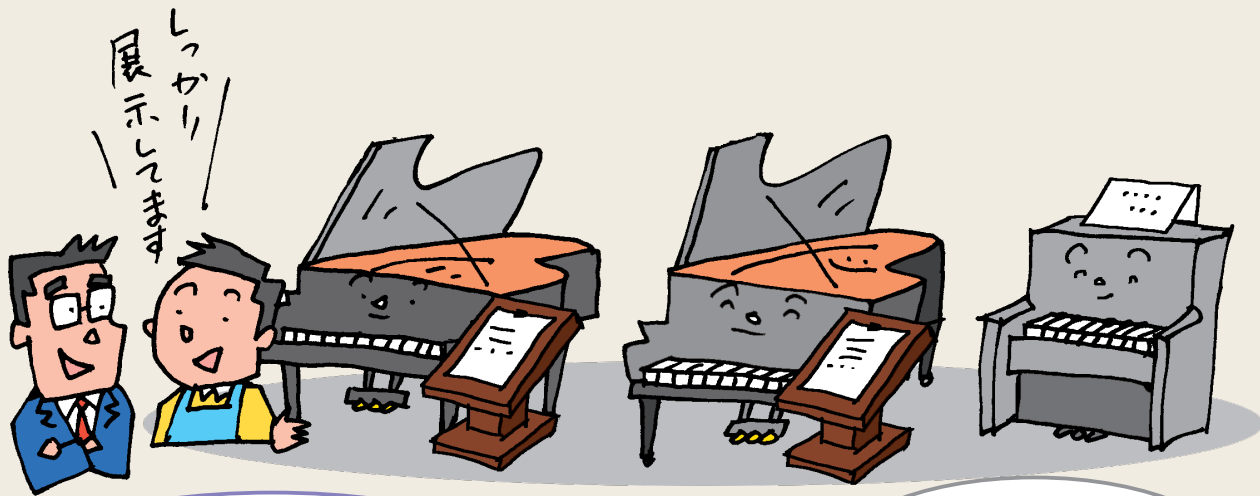
通信販売では
クーリングオフの義務は
ありませんが、最近では
販売店が独自に
「購入後〇日以内の返品が可能」
などの通知を加える
ケースも増えています



訪問販売の場合は、
クーリングオフが
義務づけられています



商品を店頭陳列する場合の注意事項



これらの事項を一台ごとに、
お客様にわかりやすい言葉で
明確に表示してください。

これらの事項がまったく同じ
2台以上のピアノが、他のピアノと
区別できる状態で展示されていれば
まとめて表示してもオーケーです

	新品		中古	
	ピアノ	電子鍵盤楽器	ピアノ	電子鍵盤楽器
●商標または商品名、機種名	○	○	○	○
●鍵盤の数	○	○	○	○
●高さ、間口、奥行、重量	○	○	○	○
●販売価格	○	○	○	○
●原産国名	○	×	○	×
●販売数量、販売期間、販売の相手方が 限定されているときはその旨	○	○	○	○
●販売価格に含まれる付属品や サービスの内容	○	○	×	×
●運送料・据付料に関する事項	○	○	○	○
●割賦販売(ローン提携販売を含む)に関す る価格の表示をする場合は、その支払方 法、利息・手数料の率(実質年率)及び額 並びに支払総額	○	○	○	○
●荷ずれ品その他のものである場合には その旨 (荷ずれ品のほか長期展示品、補修 塗装をしたもの、きずもの等)	○	○	×	×
●中古品である場合にはその旨	×	×	○	○
●製造時期に関する事項	×	×	○	×
●取扱説明書、保証書の有無	×	×	○	×



ここが
ポイント!

ここにあげた店頭の表示についての必要事項は、ネット通販サイトの表示の場合も同様です。(P7参照)

二重価格表示を行う場合の注意事項



「二重価格表示」
とは？

自分のお店での販売価格に、
他の価格を比較対照価格として
表示する場合があります。



価格を比較して表示して良いケース

メーカー希望小売価格 ○○万円 (現時点での)	+	販売価格 △△万円	○
市価※1 ○○万円	+	販売価格 △△万円	
当店通常販売(旧)価格※2 ○○万円	+	販売価格 △△万円 (現在の)	

下記の比較は、すべてNGです！

メーカー希望小売価格 ○○万円 (すでに撤廃されたもの、市場実勢価格、 市場想定価格)	+	販売価格 △△万円	×
(一時的に陳列された、または架空の) 販売(旧)価格 ○○万円	+	販売価格 △△万円 (現在の)	

※1. 市価(しか)とは…お店があるその
地域での販売価格のことです。表示す
る際は、調査によって得られた裏付け
のある価格でなければなりません。

※2. 販売(旧)価格とは…当の店頭にお
いて当該商品と同一の商品について、
当該価格を比較対照価格として用いる
日以前の8週間のうち過半の期間に実
際に販売されていた価格をいいます。



- 荷すれ品、長期展示品、旧型在庫品、補修塗装をしたもの、
きずものについては、その旨を書かないと二重価格表示自体ができません。
- 中古品については二重価格表示はできません。





おとり広告に関する禁止事項



「おとり広告」
とは？

商品・サービスが実際には
購入できないにもかかわらず、
購入できるかのようによそおって
お客を誘引する
広告のことです。



- 販売数量や販売期間、販売の対象となる人が限定されている場合は、その限定の内容を広告に記載する必要があります。
- 納入に14日以上かかるピアノ、10日以上かかる電子鍵盤楽器については広告に掲載することはできません。

Tips

おとり広告とならないための具体策(新品の場合に限ります)

おとり広告にしないために、それぞれの場合に応じて
下記の文言を書きましょう！



広告

チラシ、新聞、
ホームページ
など

納品までに14日以上かかるおそれのあるピアノの機種、または
納品までに10日以上かかるおそれのある電子鍵盤楽器の機種を
掲載する場合は、

掲載商品の中には、受注生産品のため またはメーカー在庫の関係から、
納入までに時間がかかるものもありますので、事前に販売担当者にご確認ください。



ネット 通販サイト 等

掲載商品の中には、受注生産品のため またはメーカー在庫の関係から、納入までに時間がかかるものもありますので、
事前に以下の問い合わせ先にご確認ください。
問い合わせ連絡先 (電話番号またはメールアドレス)

店頭

納品までに14日以上かかるおそれのあるピアノの機種、または納入までに10日以上かかるおそれのある電子鍵盤楽器の
機種を展示する場合は、お客様に見やすい場所に見やすい文字で、下記の文言を記載したボードなどを掲示

掲載商品の中には、受注生産品のため またはメーカー在庫の関係から、納入までに時間がかかるものもありますので、
事前に販売担当者にご確認ください。

「中古品」等に関して注意すべき事項

「中古品」の表示は必ず必要です!

正しく伝えよう!



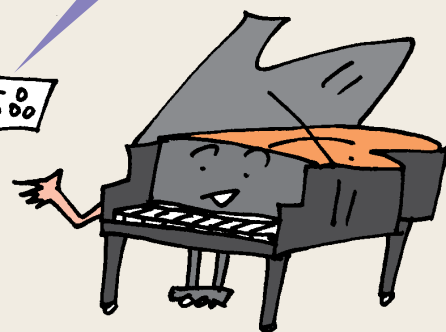
ここがポイント!



上記を満たしていれば、「USED」「USED PIANO」など英文を使用することもできます。

「中古品」
必ずしも
「中古品」
でも

必須です!



Tips

長期展示品・荷ずれ品・アウトレット品って、「中古品」なの? 「新品」なの?

ここがポイント!



これらは、いずれも「完全な新品ではない」ことをあらわしていますが、表示の観点からは「新品」として扱われるものです。「中古品」との表示のちがいに注意しましょう。

中古品とは…

ユーザーに納入かつ使用されたことのある商品をいいます。

長期展示品・荷ずれ品とは…

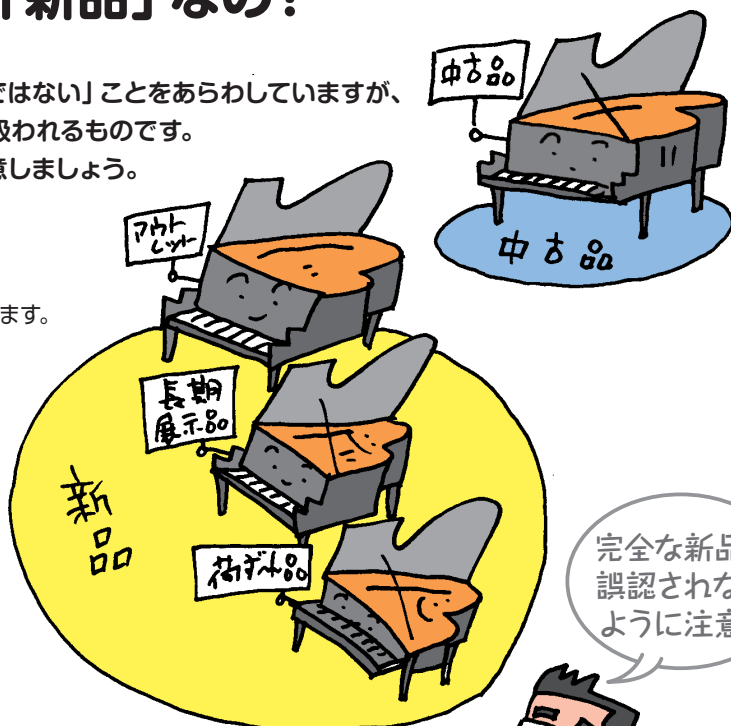
ユーザーに納入かつ使用されたことのない商品で、外観・性能・保証等がメーカー出荷時と同等の状態にないものをいいます。これらは表示の分類上は「新品」ですが、完全な状態の新品となりがちがつているかを明確に記載するようにしてください。

アウトレット品とは…

上記の「長期展示品・荷ずれ品」などを総称して、「アウトレット品」と呼ぶ場合もあります。

不適切な表示の例…

展示品 在庫品 徳用新品 …などあいまいな表記は避けましょう。



完全な新品と誤認されないように注意!





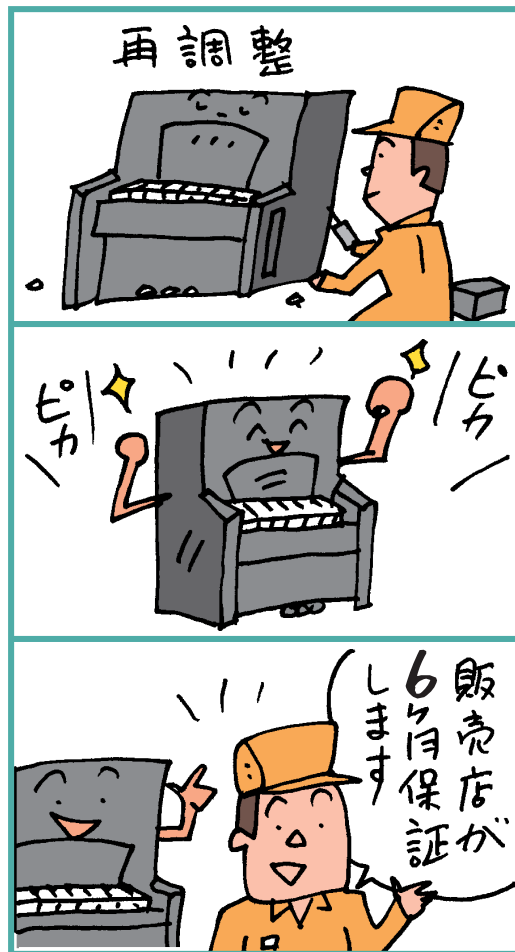
Tips

再調整品について



「中古品」と
「再調整品」
のちがいを
おさらい…

「中古品」とは、販売店が引取・買取した後にほぼそのままの状態の販売されるものも含めた、広い意味でのいわゆる中古ピアノです。
それに対して「再調整品」とは、メーカーや販売店がそれぞれの基準にしたがって点検し、必要な外装のクリーニングや部品交換・整備調整等をほどこしたものを言います。メーカーや販売店はこれらの商品に、「再調整済み」「再調整品」等の再調整を行った旨を記載して販売することができます。



Tips

「リニューアルピアノ」「リニューアル」 という用語について

「リニューアルピアノ」、「リニューアル」という用語は、英文表記を含めてヤマハ株式会社が商標として登録しています。

したがって、これらの商標を付してヤマハから供給されている商品以外のピアノ等について、これらの言葉を商標として使用することはできません。

メーカー・輸入代理店・販売店すべてに共通す

「世界一」「No.1」等の最上級を示す用語を使用する場合の注意事項

新品ピアノ・新品電子鍵盤楽器の品質・性能・取引条件等について



右記のワードはNGです!

完全を意味する用語

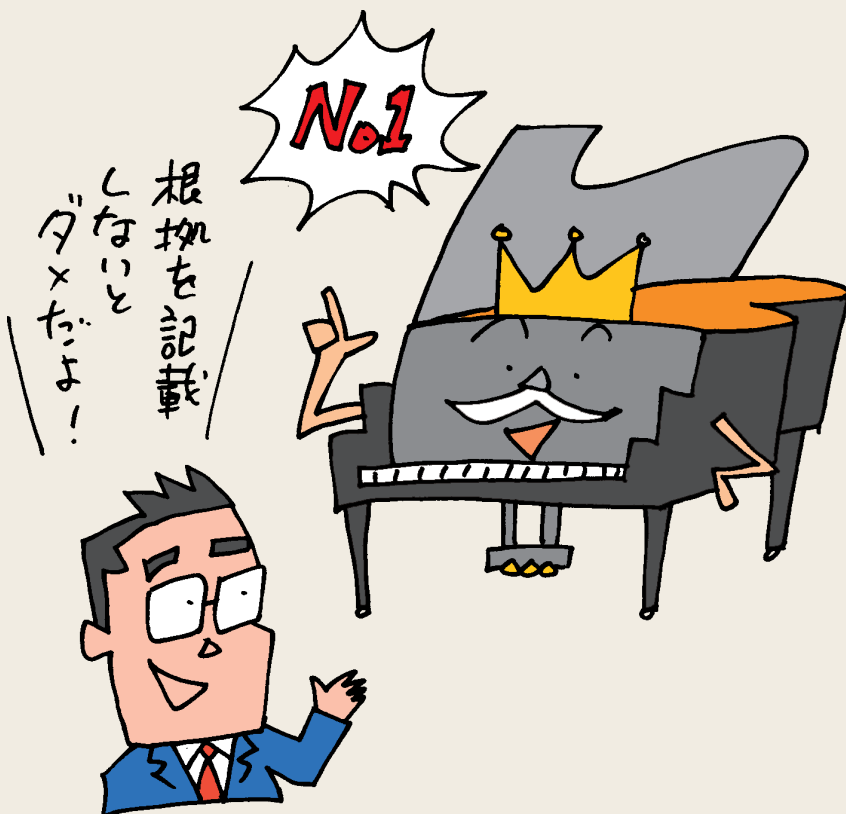
完全 完ぺき ~~パーフェクト~~ 絶対
100% ~~万全~~ …など

優位性、最上級などを意味する用語

世界一 日本一 ナンバーワン No.1
当社だけ 他の追随を許さない 最高
最大 最高級 超 スーパー 極限 …など

内容について根拠となる
具体的事実・数値などを付記しないと
×です!

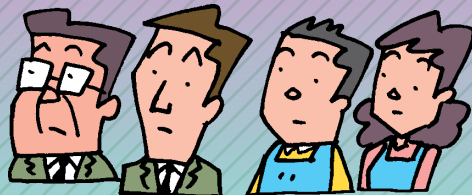
(注…NGワードについては、
P.5の「著名音楽家等の推賞」
もあわせて参照ください)



強調したいときに
つい使ってしまうような
言葉だわ…(泣)



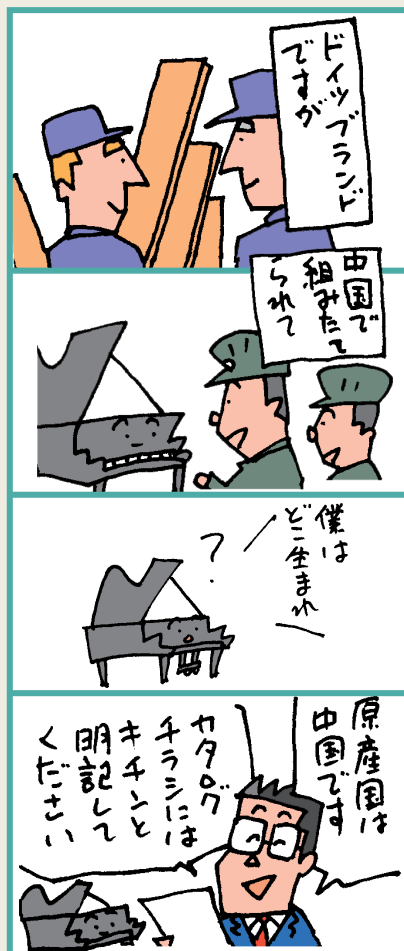
る注意事項



「原産国」に関する注意事項

ここが
ポイント!

本体が組み立てられた
国が、原産国です!

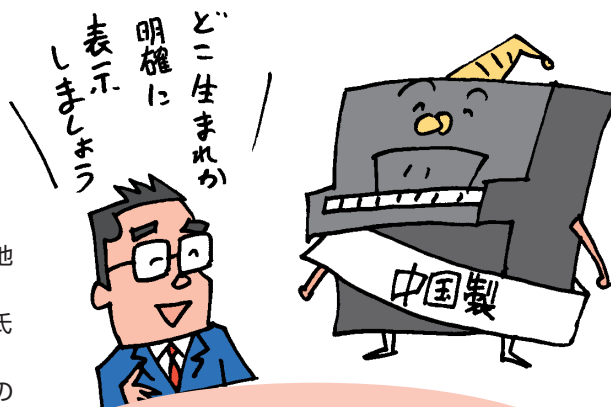


- 国内メーカーが国内で組み立てたものについては、原産国を表示する必要はありません。
- 「原産国」についてお客様に誤認されるおそれがある表示は不当表示になります。
- ピアノについては、原産国以外の国に由来するブランドであることを強調したり、原産国以外の国で製造された部品を使用していることを強調したりしながら、原産国を明確にわかるように表示していない場合は、不当表示になります。
- 国内で製造した電子鍵盤楽器について、あたかも外国で製造したものであるとお客様に誤認されるおそれがある表示、またはその逆に、外国で製造した電子鍵盤楽器について、あたかも国内もしくは当該製造国以外で製造したものであるとお客様に誤認されるおそれがある表示は、不当表示になります。

Tips その他の不当表示

原産国に関しては、次のような表示も不当表示にあたります。

- その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらの類するものを表示すること
- その商品の原産国以外の国の事業者またはデザイナーの氏名、名称または商標の表示
- 文字による表示の全部または主要部分が原産国以外の国の文字で示されている表示



輸入ピアノの例でいえば、ドイツのブランドとして知られているピアノ製品を、中国の工場を組み立てた場合、中国製と書かないとダメです。

本ガイドブックで取り上げた規約について詳しい内容を知りたい場合は、
下記のホームページをご覧ください。

鍵盤楽器公正取引協議会ホームページ
<http://www.kenbankoutori.jp>

本ガイドブックで取り上げた内容についてのご質問や具体的な
ご相談ごとにつきましては、下記アドレスまでメールでお問い合わせください。

E-mail : info@kenbankoutori.jp

知っておきたい
ピアノ・電子鍵盤楽器 表示のきまりとルール

2017年(平成29年)11月発行

編集・発行：鍵盤楽器公正取引協議会 一般社団法人 全国楽器協会

鍵盤楽器公正取引協議会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-21
電話：03(3251)7444 FAX：03(3252)7246

一般社団法人 全国楽器協会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-21
電話：03(3251)7444 FAX：03(3252)7246